

## ● 6 章

### 計画の推進に向けて

## 6章 計画の推進に向けて

計画をより実効性の高いものとするため、情報通信技術の進展にあわせて、緊急性・実現性・実施効果の高い施策が積極的に推進できるよう、当計画に位置付けた施策事業の推進手順やスケジュールを明らかにした「推進行動計画」を策定するとともに、推進にあたっては、学識経験者により構成された「宇都宮地域情報化推進専門会議」により、技術的・専門的な見地から助言を受けながら、以下に掲げる観点を考慮し、総合的・計画的に推進していきます。

### 1 推進の考え方

#### (1) 「第2次宇都宮地域情報化計画」の積極的な周知活動の推進

「第2次宇都宮地域情報化計画」は、「安全・安心で便利な『u-コミュニティ』【当計画が目指す将来像である「ICTでつくる安全で快適なまち『うつのみや』】の実現」をするための計画です。また、これらの成果を手にするのは一人ひとりの市民であり事業者です。

そのため、この計画が、どのような社会の実現を目指しているのかを、できる限り多くの市民が理解し、成果を享受できるよう、積極的な周知活動を行っていきます。その際に、市ホームページ・広報紙などの様々な手段を活用することにより、インターネットを利用していない市民・事業者なども含めた、より多くの人々に、「第2次宇都宮地域情報化計画」を知っていただくための取り組みを進めていきます。

#### (2) 市民・事業者・行政が一体となった計画の推進

ICT技術は日進月歩で進展しています。「第2次宇都宮地域情報化計画」についても、より注力していくべきポイントや早急に見直すべきポイントが次々と明らかになってくることが予想されます。その際に、市民・事業者のニーズを的確に把握し、施策展開に反映させていく必要があります。

そのため、市民や事業者などが、地域情報化の推進に対する意見を表明し、必要に応じてそれらの意見を施策・事業に反映させる仕組みづくりがますます重要となってきます。具体的には、本市のホームページや電子メールなどを通じて、情報化に対する意見やニーズなどを表明できるとともに、インターネットを利用していない市民・事業者などの意見やニーズなども併せて汲み取ることができる仕組みづくりについて検討を進めていきます。

(3) 「第2次宇都宮地域情報化計画」の推進に向けた人材育成

「第2次宇都宮地域情報化計画」に位置付けた各種施策が市民・事業者に活用されるためには、支援が必要な時にサポートをしてくれる人材が重要となってきます。本市においては、これまでも、「ITボランティア」などに講習会の講師などとして協力をいただいております。活動の場づくりなどの支援を進めてきました。今後とも、NPOやボランティアとともに、情報化に熱心な市民などと連携・協働することで、地域情報化を推進するための人材育成と活動しやすい環境づくりへの支援を進めていきます。

2 推進体制

(1) 本市における推進体制

庁内における推進体制としては、「宇都宮地域情報化推進本部」を主体とし、定期的に市民・事業者のニーズや現状を的確に把握しつつ、庁内関係部局との連携を図りながら、地域情報化を推進していきます。

(2) 民産学官連携による推進体制

地域情報化の推進にあたっては、市民・NPOなど関係団体、民間企業・大学等の研究機関、行政やその他の公共機関などが、それぞれの役割分担を明確にするとともに連携を図りながら推進していくことが重要となります。

そのため、民産学官の連携により、市民の意見などを地域情報化施策に反映させる仕組みづくりや課題解決、推進方策などについて、検討・調整する体制づくりを検討していく必要があります。特に、大学等の研究機関やNPOなどの関係団体・民間企業には、地域情報化を推進するためのサポート役としての機能も期待されており、今後は、民産学官が一体となった連携をより一層強化していくことで、本市の地域情報化の推進を図ります。

### 3 地域情報化推進にあたっての留意点

#### (1) 情報格差対策

ICTの進展に伴い、その恩恵を享受できる人とそうでない人との情報格差が新たな課題となっています。そのため、情報化の推進にあたっては、年齢・性別・障害の有無・地域などに関わらず、全ての市民がICTによる恩恵を受けられるよう、情報リテラシーの向上や利用者に配慮した利用環境の整備など、情報格差の解消に向けた取り組みを進めていきます。

#### (2) 個人情報の保護

本市では、開かれた市政を目指して「宇都宮市情報公開条例」を制定するとともに、「宇都宮市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護に努めています。こうした状況にあっても、情報化の推進にあたっては、プライバシーの侵害等に十分配慮する必要があるため、個人情報の流出などの問題が発生することのないよう、対策を充実強化する必要があります。

情報ネットワークの構築等にあたっては、市民の個人情報の保護を最優先課題とし、市民のプライバシーの侵害がないよう十分留意するとともに、確実に保護できるようにシステムの構築・運営に努めていきます。

#### (3) セキュリティ対策

情報化社会においては、情報ネットワークに対する不正アクセスやデータの改ざん・破壊、人為的ミスなどによるシステム障害が、市民生活等に大きな影響を及ぼしかねません。そこで、これらに対応するために、不正アクセス等の防止などきめ細かな情報システムのセキュリティ対策や障害時における情報通信基盤の安全対策などについて十分配慮していきます。

#### (4) 既存制度の見直し

ICTの進展により、従来の技術では構築が困難だった分野にも情報システムの構築が可能になってきています。そのため、新たなシステムの構築に伴い、既存制度などとの整合性を図る必要が生じる場合には、様々な観点から必要性を見極め、既存の各種制度等の見直しについて検討を行うなどの対応を進めていきます。

#### (5) 広域連携の推進

市民や事業者等の生活・活動圏の広がりに対応した行政サービスの向上を実現するため、今後とも、市町の枠を超えた自治体間のネットワーク化を推進し、近隣自治体などとの連携・協力を強化していきます。